

裁判員制度全国フォーラムにおける不適切な募集行為について

1 最高裁判所の裁判員制度フォーラム

- (1) 最高裁判所は、全国地方新聞社連合会及び各地の地方新聞社との共催で、裁判員制度に対する国民の理解を深め、参加意欲を高めていただくことを目的とする「裁判員制度全国フォーラム」を、50箇所の地方裁判所所在地で開催。
- (2) 同フォーラムでは、ビデオ、裁判官による説明、地方新聞社の論説委員等をコーディネーターとするパネルディスカッション等を通じて裁判員制度の内容、意義、裁判員の職務の具体的内容を説明するほか、制度に対する国民の疑問点や不安に答えるなどの取組を実施。
- (3) 各会場の参加者の募集業務は、各地の地方新聞社が担当。

2 不適切な募集行為の判明

- (1) 平成19年1月20日（土）に大阪で開催した同フォーラム（約400人参加）において、共催した産経新聞大阪本社の担当者が、人材派遣会社に対して有償での参加者の派遣を依頼して70人がフォーラムに参加し、参加者1人当たり5000円が支払われたことが判明。
- (2) これを契機に、従来の裁判員制度フォーラムについて調査したところ、
 - 平成17年10月22日（土）に大阪で開催のフォーラム（約400人参加、産経新聞大阪本社と共催）において49人（1人当たり5000円支払い）、
 - 同年11月20日（日）に和歌山で開催のフォーラム（約350人参加、産経新聞大阪本社と共催）において125人（1人当たり3000円支払い）、
 - 平成18年1月21日（土）に千葉で開催のフォーラム（約400人参加、千葉日報社と共催）で38人（1人当たり3000円支払い）につき、有償の募集行為が行われていたことが判明。
- (3) なお、上記(1)、(2)において、フォーラムに参加すること以外の依頼は一切されていない。
- (4) 以上の不適切な募集行為は、産経新聞大阪本社及び千葉日報社が独自の判断で行い、最高裁判所や、最高裁判所から全国フォーラムの実施業務全体を請け負った株式会社電通は一切関与していない。
- (5) 上記(2)で各新聞社が支出した経費は、いずれも当該新聞社のフォーラム事業費以外の経費から支出処理され、電通に対しては一切請求されておらず、電通からこれに相当する経費の支払いがされた事実はない。上記(1)の経費についても、同様の処理がされる予定。

3 再発防止策等

金銭を支払って参加を募るなどということは、本フォーラムの趣旨、目的に沿わない不適切な行為。最高裁判所としては、共催の新聞社によりこのような不適切な募集行為が行われたことは、主催者としてまことに申訳なく、このようなことが再び起こることのないよう、厳に注意する所存。